

再生可能エネルギー等設備導入補助金のご案内 (令和7年度)

集合住宅 版

千葉市では、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、集合住宅用電気自動車（EV）充電設備を導入する市民の方に、補助金を交付します。

申請される方は、千葉市補助金等交付規則及び千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱をご確認ください。なお、本補助金は**事後申請**となりますのでご注意ください。

対象となる設備

設備名	対象 住宅	受付期間
集合住宅用電気自動車（EV）充電設備	既築	＜申請受付期間＞ 令和7年5月1日（木）～ 予算上限に達するまで （なお、予算上限に達しない場合は 令和8年1月30日（金）まで） （受付時間 9:00～17:00） （土・日・祝日、年末年始を除く）
住民の合意形成のための資料作成	既築	

令和6年度からの主な変更点

集合住宅用電気自動車（EV）充電設備

・補助率及び上限額が変更となりました。

【住民のみ充電設備を利用可能な場合】

補助率：（変更前）設備本体の購入費から当該購入費に係る国の補助金額を差し引いた額×1／2

➡（変更後）設備本体の購入費に係る国の補助金額の1／3

上限額：（変更前）急速充電設備50万円/基、普通充電設備20万円/基

➡（変更後）50万円/基

【住民以外も充電設備を利用可能な場合】

補助率：（変更前）設備本体の購入費から当該購入費に係る国の補助金額を差し引いた額×2／3

➡（変更後）設備本体の購入費に係る国の補助金額の2／3

上限額：（変更前）急速充電設備66万円/基、普通充電設備33万円/基

➡（変更後）100万円/基

！！注意点！！

- 提出書類に関して、虚偽の記載や不正行為が認められた場合は、千葉市補助金等交付規則に則り、当該補助金の交付決定は取り消しとなります。ご注意ください。
- 各提出書類の氏名欄には、申請者の記名押印が必要です。なお、書類を訂正する場合は P7 の「申請書類の訂正方法」を参照し、適切に訂正をお願いします。
- 交付申請書兼実績報告書の審査を開始する日は、千葉市に書類を提出した日ではなく、提出書類に不備・不足等がないことを市が確認した日付になりますので、余裕をもって書類を提出してください（交付決定兼額確定通知書は、交付申請書類を市が受けた後、約 8 週間で発送します）。
- 交付申請書兼実績報告書一式は、原則、引渡し完了日から 2 か月以内にご提出ください。
- リースにより設備を導入した場合は、リース会社との連名申請となり提出書類が異なりますのでご注意ください。

<受付方法>

受付は先着順で行います。最新の募集状況は、市のホームページをご覧ください。

【URL】

https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/datsutanso/shugo_ev_juden_hojo.html



〈補助金事業の概要〉

1 補助金の額

設備名	補助金の額
集合住宅用電気自動車（EV） 充電設備	【住民のみ充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費に係る国の補助金額の1／3 上限50万円/基*（上限5基*） ※複数口の充電設備にあっては、その口数
	【住民以外も充電設備を利用可能な場合】 設備本体の購入費に係る国の補助金額の2／3 上限100万円/基*（上限1基*） ※複数口の充電設備にあっては、その口数
住民の合意形成のための資料作成	上限15万円

2 申請要件

補助金を受けようとする方は、申請する設備に応じて次の要件を全て満たしている必要があります。

（1）全設備共通

- ア 申請者が設備の導入費用を負担して設備を所有すること（所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む）による購入およびリースによる導入を含む）。
- ※「領収書」の宛名に申請者が含まれていることが必要です。
- イ 市に納付すべき税（延滞金含む）の滞納がないこと。
- ウ 各設備が4ページに記載の「適合すべき設備の仕様」に適合していること。
- エ 設備が未使用品であること。
- オ 同一の工事に係る同じ種類の補助対象設備について市の補助金の交付を受けていないこと。
- カ リースにより導入する場合は、設備を導入する者とリース事業者が共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、当該設備を導入する者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること（リース契約は、リース期間が財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後、設備を導入した者が設備を購入する契約となっていること）。

（2）集合住宅用電気自動車（EV）充電設備

- ア 国の補助金の交付決定通知を受けていること。
- イ 設備の設置工事の開始日及び完了日が令和7年4月1日から令和8年1月30日までの間であること。
- ウ 既築の共同住宅又は長屋（以下「集合住宅」という）であり、導入される当該設備が集合住宅に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）において居住者が利用できるものであること。
- エ 居住者以外も補助対象設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、集合住宅の敷地の外から、居住者以外も当該設備を利用することができる旨が記載された案内板が確認できること。

（3）住民の合意形成のための資料作成

- ア 集合住宅の管理組合が管理する集合住宅であること。
- イ 令和7年4月1日から令和8年1月30日までの間に、当該資料の作成が開始され、かつ、完了したものであること。

- ウ 当該資料を使用することにより、管理組合の総会で集合住宅用電気自動車（EV）充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

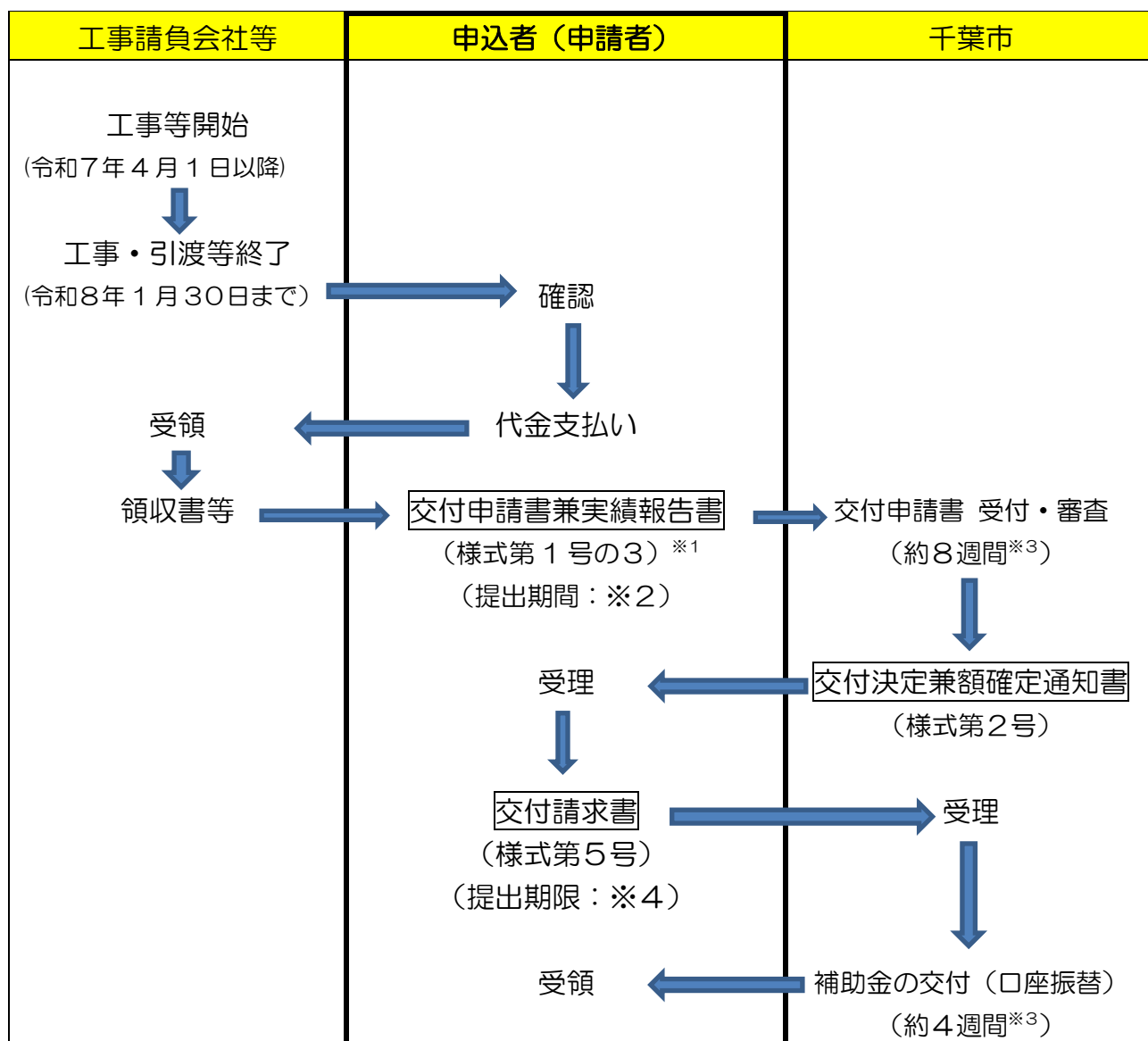
適合すべき設備の仕様

設備名	設備の仕様
集合住宅用電気自動車（EV）充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車に充電するために導入する次の設備のうち、国が令和5年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。 （１）急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 （２）普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。 （３）蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他設備一式を備えたものをいう。 （４）充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。 （５）充電用コンセントスタンド （４）を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
住民の合意形成のための資料作成	集合住宅の管理組合が充電設備の導入についての住民の合意形成のために必要な資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当該資料を使用することにより、当該管理組合の総会で集合住宅用電気自動車（EV）充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

補助対象経費

設備名	補助対象経費
集合住宅用電気自動車（EV）充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンドの本体の購入費
住民の合意形成のための資料作成	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る）

3 補助金交付の流れ



※1 リースによる設備の導入の場合は様式第1号の4および別紙

※2 交付申請書兼実績報告書の提出期間

令和7年5月1日(木)～予算上限に達するまで(なお、予算上限に達しない場合は令和8年1月30日(金)まで)

(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

引き渡し等から2か月以内の申請を原則とします。

※3 受付・審査・交付に要する期間は目安です。申請が集中する時期は、上記の目安に加えて1～2週間かかることがあります。また、書類に不備や不足がある場合は、さらに日数がかかります。

※4 請求書提出期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を期限としています)。なお、最終的な提出期限は令和8年3月10日(火)です。

4 補助金の交付申請

(1) 申請期間

令和7年5月1日(木)～予算上限に達するまで(なお、予算上限に達しない場合は
令和8年1月30日(金)まで)

(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

原則、設備の引渡し後、2か月以内に申請してください。

先着順で受付します。ただし、同日の受付で募集予算額を超えた場合は、抽選により補助対象者を決定します。

(2) 提出方法

持参、郵送(上記期日までに必着)

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付申請書類を受理した後、約8週間で市から「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号)」を発送します。その後、交付請求書を提出していただきます。
なお、交付申請書類受付後に、市の職員が現地調査を行う場合があります。その際、申請者へ事前にお知らせせず、敷地外から建物等の確認・写真撮影を行う場合がありますので、ご了承下さい。
※敷地内へ立入が必要な場合は、事前にご連絡した上で伺います。

交付決定兼額確定通知書を受け取った後は速やかに5 補助金の交付請求の手続きをお願いします。

申請書類の訂正方法

申請書類に不足がある場合、原則、書類を受理することができません。次頁以降の「(5) 提出書類」を熟読のうえ、必要な書類を揃えた上で提出してください。コピーでの提出が必要な書類については事前にご準備ください。

申請書の記入上の注意

- ① 修正液等の使用、2度書き、塗りつぶし等はいけません。
- ② 「消せるボールペン」は使用しないでください。

受理できない申請書の記載例



書き間違えた場合の訂正方法について

修正方法1 訂正署名

- ① 間違えた箇所に二重線を引く。
- ② その上に正しい文言を書く。
- ③ その隣にフルネームで小さく署名する。

修正例（申請者が千葉 太郎さんの場合）

千葉 太郎 令和〇〇年〇月〇日
~~令和△△年△月△日~~

修正方法2 訂正印を押す

- ① 間違えた箇所に二重線を引き、訂正印を押印する。
- ② その上に正しい文言を書く。
- ③ 申請者欄にも同じ印鑑を押印する。

【注意】訂正印を使用する場合は、訂正した書類の申請者欄にも同じ印鑑を押印する必要があります。

修正例（申請者が千葉 太郎さんの場合）

令和〇〇年〇月〇日
~~令和△△年△月△日~~

近年、申請書類の不備や誤記により、補助金の交付決定まで時間を要するケースが増えています。申請書類に誤りがないか、提出前に再度ご確認をお願いいたします。

なお、自署する書類について、以下の対応を行うことにより書類の訂正対応がスムーズになりますので、ご検討ください。

<対象書類（自署または記名押印する書類）>

① 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

書類の上段と自署欄の脇に押印する。

※上記対応を行った場合でも、補助金交付申請額に係る訂正はできませんので、当該欄で不備や誤記があった場合は改めて書類を提出する必要があります。

(5) 提出書類

ア 集合住宅用電気自動車（EV）充電設備

No.	提出書類	購入	リース
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号の3) ※リースの場合は様式第1号の4および別紙	○	○
2	リース事業者の登記事項証明書(原本) (履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書) ※発行から3か月以内		○
3	設備の導入費用が記載された工事請負契約書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※申請者及び施工業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの(収入印紙の貼付が不要な書類を除く)。 ※申請者氏名が記載されていることが必要です。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていることが必要です。 ※「見積書」及び「ローン契約書」だけでは受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。 ※リースの場合はリース契約書(コピー)	○	○
4	設備の導入費用に係る領収書(コピー) ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受け付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていること。 ※但し書きに「但し充電設備代として」又は「充電設備代を含む」等の補助対象設備に係る領収書と確認できる旨を記載してください。 ※リースの場合はリース事業者が購入する設備の購入費が確認できるもの	○	○
5	国の補助金の交付申請書類一式(コピー)	○	○
6	国の補助金の交付決定書類(コピー)	○	○
7	国の補助金の実績報告書類一式(コピー)	○	○
8	国の補助金の額の確定書類(コピー) ※国の補助金の交付決定後に変更の申請を行っている場合のみ	○	○
9	設備の仕様が確認できる書類(コピー) (カタログ、製品ホームページ、取扱説明書など) ※5に含まれる場合を除く。	○	○
10	設備設置後の写真 ※5に含まれる場合を除く。	○	○
11	補助対象設備が未使用品であることを確認できる以下のいずれかの書類 ・保証書のコピー(補助対象設備が確認できるもの) ※保証開始日、販売店名、機器の型式、購入者氏名、住所が確認できるもの。 ・出荷証明書のコピー(納品書も可。補助対象設備が記載されているもの) ※出荷日や記載されていないものやあて先が申請者でないものは不可。 ※5に含まれる場合を除く。	○	○
12	集合住宅の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類(コピー) ※5に含まれる場合を除く。	○	○
13	管理組合の現在の代表者の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、住民票等のコピー) ※5に含まれる場合を除く。	○	○

14	設備を導入する住宅が集合住宅であることを証する書類 ※建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で 集合住宅であることが明記されている書類 ※5に含まれる場合を除く。	○	○
集合住宅の住民以外も充電設備を利用可能な場合			
15	住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真	○	○
16	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）	○	○

イ 住民の合意形成のための資料作成

No.	提出書類
1	千葉県住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書兼実績報告書 (様式第1号の3)
2	住民の合意形成のための資料作成に係る請負契約書（コピー） ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受付けられません。 ※申請者及び業者双方の押印があるもので、収入印紙が貼付され消印があるもの。 （収入印紙の貼付が不要な書類を除く）。 ※申請者氏名が記載されていること。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていること。 ※「見積書」及び「ローン契約書」だけでは受け付けられません。 ※契約内容を変更した場合は、変更契約書（コピー）も添付してください。 ※注文書及び注文承り書による契約の場合は、どちらの提出も必須です。
3	住民の合意形成のための資料作成費用に係る領収書（コピー） ※発行元の所在・名称が印字されていないものは受付けられません。 ※代表者印、役職印又は社印等が押印されていること。 ※但し書きに、資料作成費用に係る領収書と確認できる旨を記載してください。
4	集合住宅の管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類（コピー）
5	管理組合の現在の代表者の本人確認書類 (運転免許証、健康保険証、住民票等のコピー)
6	設備を導入する住宅が集合住宅であることを証する書類 ※建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等で 集合住宅であることが明記されている書類
7	作成した住民の合意形成のための資料（コピー） (以下の例示資料ごとに含まれるべき例示項目を参照) ①設置場所見取図 ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・施設全体の敷地形状、充電スペース場所 ・公道から充電設備設置場所への入口 【住民以外も利用可能な場合】 ・充電設備設置場所に面する公道名 ・案内板を設置する位置、向き、設置方法、仕様（大きさ） ②平面図 ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所、幅、奥行き寸法および充電スペースと充電設備の位置関係の寸法等の記載があるもの。 ・追加設置、入替設置の場合、既存充電設備の位置 ・充電設備を設置する基礎の寸法（たて、よこ、高さ）等 ③配線ルート図 ・設置場所名称、作成者名、縮尺、作成日 ・充電スペース場所、充電設備設置場所、電源元から充電設備本体までのルート、電源線の種類（例：CV5.5-3c・10m）を区画や各々の直線ごとに長さの記載、配線方法（架空・露出・埋設）等 ・立上げ、立下げがある場合は、その長さの記載 ・電源元であるキュービクルや分電盤等の設置位置、位置関係が確認できる寸法等 ④電気系統図 ・充電設備の種類（急速・普通等）、メーカー名、型式 ・配電方法の種類（例：1Φ3W100/200V）

	・受電元のキュービクルや分電盤、手元開閉器を図示 ・ブレーカーの仕様（例：ELB2P2E）、容量（例：20AF/20AT） ・ブレーカーから充電設備までの配線 ・配線の種類（例：CV5.5-3c） ・接地配線、接地種別（例：Ec、Ed 等）アース線（例：IV5.5sq） ・幹線の種類（例：CV38-3c）、ブレーカーの仕様および容量 ・課金機など別体装置等がある場合の、通信線 ・電灯の設置がある場合の、配線の種類（例：CV5.5-3c） ・電灯のタイマースイッチ等を設置する場合の、設置箇所 ⑤住民の費用負担のシミュレーション ・充電設備の導入に係る導入費（設備費・工事費）の内訳 ・充電設備の維持管理費の内訳 ・充電設備の導入費・維持管理費についての住民の費用負担（充電設備を利用する世帯と利用しない世帯の費用負担について） ・充電設備を利用する際の料金設定 ⑥その他 ・充電設備の利用方法（利用可能な時間帯、一般への開放の有無等） ・充電設備を利用する際の料金設定 ・マンション管理組合の総会での説明資料・シナリオ
8	管理組合の総会で集合住宅用電気自動車（EV）充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等（コピー）
9	その他市長が必要と認める書類（手続代行届等）

5 補助金の交付請求

(1) 申請期限

交付決定兼額確定通知書に同封の書類をご確認ください。(おおよそ、通知書の送付日から2週間後を期限としています)

なお、最終的な提出期限は令和8年3月10日(火)です。

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階
千葉市環境局環境保全部脱炭素推進課(企画班)

(4) 書類提出後の流れ

交付請求書類を受理後、約4週間(さらに期間を要する場合があります)で市から口座振替にて補助金の交付を行います。なお、振込完了通知は行っておりません。

(5) 提出書類

1	千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書(様式第5号)
2	振込依頼書

6 処分の制限について

この補助金の対象となった設備を、以下の処分制限期間に処分(※)する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。

※「処分」とは、補助金の交付の目的に反しての使用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保に供する等のことを指します。

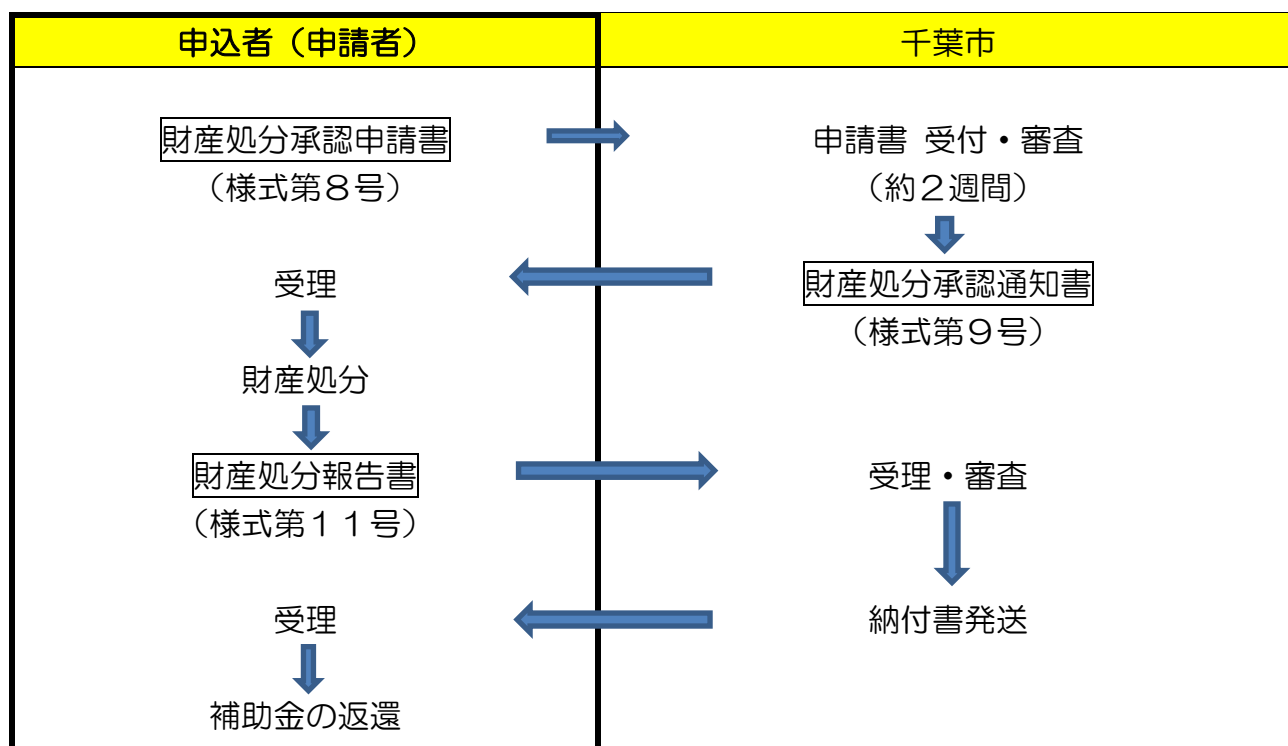
対象	処分制限期間
集合住宅用電気自動車(EV)充電設備	5年

処分制限期間にやむを得ず処分する必要がある場合は、事前相談の上、「千葉市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金財産処分承認申請書(様式第8号)」を提出してください。

また、処分制限期間が満了していない月数分の補助金を市に返還する必要がありますので、ご注意ください。

なお、処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合においては、金額の全部又は一部を免除することもあります。

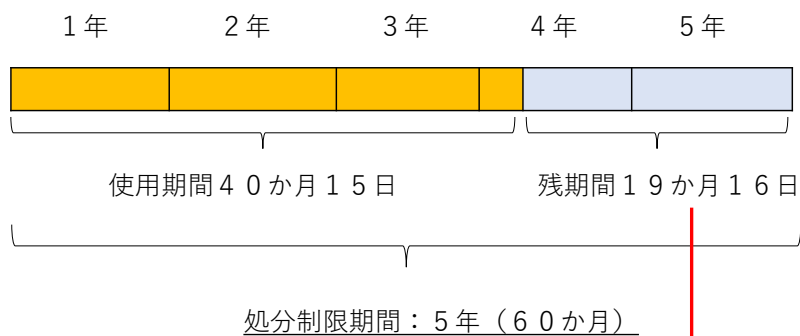
財産処分の流れ



■ 返還金額について

- ・返還金額は、補助対象設備の処分日の翌日から財産処分制限期間の満了日までの月数（1か月未満は切り捨て）の割合に相当する補助金額（千円未満切り捨て）となります。
- ・財産処分制限期間の算定起算日は、工事完了日または住宅の引き渡し日となります。

【返還金額算出例】 40 か月 15 日使用した後に、処分しようとする場合



【返還金額算出方法】

$$\text{返還金額} = \text{70,000円 (補助金額)} \times \frac{19 \text{ か月}}{60 \text{ か月 (残期間の割合)}} = 22,000 \text{ 円 (返還金額)}$$

※残期間の1か月未満は切り捨て

※千円未満の端数は切り捨て

7 注意事項

- (1) 各提出書類について押印を使用する場合は全て同一の印（代表者印等）を使用してください。
- (2) 各書類を訂正する場合は、P7の「申請書類の訂正方法」をご確認の上、処理をお願いします。また、鉛筆、シャープペンシル、「消せるボールペン」での各書類の記入は認められませんので、ご注意ください。
- (3) 申請者は本制度についてご理解いただき、各種手続は原則として申請者本人が行ってください。ただし、手続代行届を提出することにより、手続を工事請負業者等に依頼することができます。この場合、手続の代行を依頼したことによる事故等については、市は一切の責任を負いかねます。また、手続を代行した場合でも、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、申請者に直接送付しますので、手続代行者は申請者との連絡調整を緊密に行ってください。なお、確認事項の内容によっては、手続代行者にではなく、申請者本人に市から直接連絡をとる場合がありますので、ご理解ください。
- (4) (3)の手続代行者に申請書等作成を依頼し、かつ、その作成費用を支払う場合、手続代行者は行政書士または、行政書士法人に限定されますのでご注意ください。
- (5) リースにより設備を導入した場合、連名での申請となり、交付決定兼額確定通知書等、市が申請者あてに発行する文書は、リース事業者に送付しますので連絡調整を緊密に行ってください。
- (6) 各提出書類には、提出期限が定められています。提出書類は、よく確認した上で提出してください。書類の不足や不備により書類が受け付けられないことによる損害等について、市は一切の責任を負いかねます。
- (7) 市は郵送事故等による書類の不受理の責任を負いません。
- (8) その他書類の記入にあたってご不明な点がございましたら、以下へお問い合わせください。

【書類の提出・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所本庁舎高層棟7階

千葉市 環境局 環境保全部 脱炭素推進課（企画班）

受付時間 9:00 ～ 17:00 （土・日・祝日、年末年始を除く）

電 話 043-245-5185

E-mail kankyohozen-hojokin@city.chiba.lg.jp